詳細 女性専門外来☎（726）9800

保険・年金

国民健康保険

＜国民健康保険運営協議会委員の募集＞

内 市の国民健康保険について審議。任期は2年間。

対 国民健康保険の加入者で、夜間に開催される会議に参加できる20歳以上の方4人。

申 区役所、まちづくりセンターなどで配布中の応募用紙と小論文（400字程度）を4月27日㈮（消印有効）までに持参、送付、FAX。選考あり。応募用紙はHPからも入手可。

詳細 国保年金課☎（211）2952

国民健康保険料の納め忘れはありませんか

滞納整理特別強化月間

★滞納処分の強化
（給与・預貯金などの差し押さえ）
★滞納世帯への財産調査の強化
★納付相談・納付指導の強化
納付が困難な方は、
区役所の保険年金課にご相談を

介護保険

＜4月支給分の年金からも保険料が天引きされます＞

18年度の特別徴収決定通知書でお知らせした通り、2月に介護保険料が年金天引き（特別徴収）された方は、原則として4月、6月にも同額が天引きされます。なお、4月にはあらためて通知書を送付しませんのでご了承ください。

19年度の保険料額は、6月に送付する「特別徴収決定通知書」で確認してください。また、年金天引きにならない方には、6月に「納入通知書」を送付しますので、口座振り替えか納付書で納めてください。

詳細 区役所（1ページ）の保険年金課

＜高額サービス費申請の負担軽減＞

介護保険サービス利用時の利用者負担（1割）が、1カ月当たり一定の上限額を超えた場合、申請により超過分を払い戻します。これまで払い戻しを受けるには、毎月申請が必要でしたが、4月以降は原則初回のみ申請することで、以後の超過分が払い戻されます。詳細はお問い合わせを。

詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課

国民年金

＜保険料が変わります＞

4月から国民年金の保険料が、月額1万3千860円から、1万4千100円になります。

保険料は、納付書で、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

＜届け出を忘れずに＞

次のような場合は、お住まいの区の区役所年金係へ届け出が必要です。①20歳になったとき（厚生年金・共済組合加入者を除く）②厚生年金・共済組合の加入者でなくなったとき（被扶養配偶者も同様）③厚生年金・共済組合の加入者の被扶養配偶者でなくなったとき（収入増、離婚など）。

詳細 区役所（1ページ）の保険年金課年金係

ビジネス

3次元CAD（キャド）人材育成プログラム説明会

日 4月17日㈫午後2時～4時。

所 産業振興センター（23ページ）。

定 40人。

申 ☎、FAX、E。上欄必要事項を記入し、4月11日㈬からアルゴグラフィックス（☎（707）7595、FAX（707）8572、E edu200604@argo-ss.co.jp）へ。先着

詳細 産業企画課☎（211）2379

商店街・小売市場を支援

商店街・小売市場などが行う次の事業に対し、経費の一部を補助します。

＜①活性化支援事業＞

商業地の活性化に向けた新規事業に取り組む場合。

＜②地域コミュニケーションづくり支援事業＞

イベントを通じて地域とのコミュニケーションづくりに取り組む場合。

＜③商店街活性化支援モデル事業＞

少子高齢化・防犯などの地域課題の解決に向けた企画を提案し、選考された場合。

※①②③の申 市役所15階産業振興課で配布中の申請書などを5月25日㈮までに持参。選考あり。

詳細 産業振興課☎（211）2352、HP

広告欄